

# 令和7年度 熊本市管内道路・街路交通情勢調査業務委託 特記仕様書

## 第1章 総則

### 第1条 適用

1. 本特記仕様書は、「令和7年度 熊本市管内道路・街路交通情勢調査業務委託」（以下、「本業務」という）に適用する。
2. 本業務の遂行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「測量業務共通仕様書」（最新版）（以下、共通仕様書）等業務に係る法令、規則、基準、指針、別途添付する下記の要綱を遵守しなければならない。
  - ・ 令和7年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査実施要綱（以下、実施要綱）  
交通調査基本区間設定編
  - ・ 実施要綱 道路状況調査編
  - ・ 実施要綱 交通量調査編
  - ・ 実施要綱 旅行速度調査編

### 第2条 管理技術者

管理技術者については、共通仕様書に示す者であることとする。

### 第3条 打合せ

打合せは以下を想定している。なお、打合せ回数に変更が生じる場合は、調査職員と協議し、業務上必要と認められる場合には、契約変更の対象とする。

また、打ち合わせを行う場合においては、管理技術者が立ち会うものとし、その結果は受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互確認しなければならない。

- (1) 業務着手時 1回
- (2) 中間打合せ 1回
- (3) 成果品納入時 1回

### 第4条 成果品の検査と納品

業務の完了に際し、本市による成果品検査を受けるものとし、検査合格をもって本委託業務の完了とする。なお、納品後、成果内容に誤記・違算があった場合は速やかに訂正し、再提出しなければならない。

### 第5条 成果品及び電子納品

(成果品)

成果品は、共通仕様書に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-RもしくはDVD-R）で2部提出する。

なお、「紙」による報告書の提出は、調査職員と協議のうえ決定する。成果品の提出場所は、熊本市都市建設局道路計画課とする。

## (電子納品)

1. 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
2. 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び熊本市電子納品運用ガイドライン（案）に基づいて作成することとする。
3. 成果品の提出の際には、「熊本市電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

## 第6条 TECRISの登録

受託者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報サービス（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスからメール送信し、調査職員の確認を受けたうえ、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。登録した場合は、テクリスより「登録内容確認書」が調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに委託者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、委託者に提出しなければならない。

## 第7条 守秘義務

受託者は、本業務に関する全ての事項について機密を厳守し、他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

## 第8条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、業務計画書の実施方針に情報セキュリティに関する対策を記載すること。
2. 受注者は、業務計画書及び共通仕様書に記載された内容を確実に実施するとともに、実施したことを確認できる資料を作成し、調査職員に報告しなければならない。

## 第9条 資料等の貸与

本業務の遂行上、必要な資料については協議により貸与する。なお、貸与された資料については、本業務終了後に速やかに発注者に返納すること。また、業務期間中においても発注者が求めた際には返納するものとする。

## 第10条 保険加入

受注者は、共通仕様書に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示すること。  
ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

## 第11条 ウィークリースタンスについて

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「設計業務等におけるウィークリースタンス」実施要領に基づき、委託者及び受注者の協力のもと取り組むものとする。

## 第12条 業務期間

業務期間については契約日から令和8年（2026年）3月31日まで

# 第2章 業務内容

## 第13条 目的

本業務は、令和7年度全国道路・街路交通情勢調査の一環として、道路の計画、建設、維持修繕その他管理などについて基礎資料を得ることを目的に、実施要綱に基づき熊本市域内の道路状況調査、交通量調査、旅行速度調査を実施するもの。

## 第14条 計画準備

本特記仕様書に示す業務を把握した上で、適正かつ円滑に調査を行うための業務実施方針、処理手順、工程など、業務実施に必要な諸事項を計画し、業務計画書を作成する。

## 第15条 道路状況調査

### (1) 道路現況把握及び現地調査

別途貸与する道路台帳附図等によって道路現況を把握し、その他確認できない事項について現地にて補足調査を行う。調査対象路線及び調査単位区間数は以下のとおりとする。

#### ・ 道路台帳から調査

道路状況調査単位区間延長・改良済み延長、幅員構成、アクセスコントロール、車線数、自転車通行可能区分、歩道設置延長（両側、片側）自転車歩行者道設置延長（両側、片側）、自転車道設置延長（両側、片側）自転車レーン設置延長（両側、片側）、付加車線・登坂車線設置数

#### ・ 各種地図等で整理

代表沿道状況、鉄道との平面交差箇所数、バス路線延長、中央分離帯の設置状況、交差点数、異常気象時等通行規制区分

#### ・ 現地にて調査

指定最高速度、信号交差点数、バスレーン種別、中央分離帯種別、軌道種別、青時間比・右折コード

● 調査対象路線：熊本市内の一般国道、主要地方道、一般県道、一部市道

● 調査単位区間数：156区間 L=396km（別紙1参照）

## (2) 資料収集整理

道路台帳附図及び現地調査結果に基づき、実施要綱に従い「道路状況総括表」のとりまとめを行う。

## 第16条 交通量調査

### (1) 調査計画書の作成

観測箇所、路線について現地状況を確認し、交通状況や沿道状況を勘案し、観測を安全かつ正確に実施できるように、調査位置、人員配置計画、調査スケジュール等実施計画を作成し、調査職員へ提出すること。

### (2) 事前調査

観測箇所、路線についての現地状況および交通状況を確認するために、現地にて事前調査を行う。

### (3) 現地調査

単路部上下方向における断面交通量を人手観測にて車種別、上下方向別、時間帯別に観測する。(協議によりビデオカメラ等による機械観測も可能とするが、設計変更の対象としない)

観測自動車分類は小型車(普通車、小型貨物車)、大型車(バス、普通貨物車)の2車種分類とする。

調査時期は9月～11月の間で任意の日を設定するが、月曜日、金曜日および祝祭日前後の日、その他通常と異なる交通状況が予想される日を除く。また、新規供用区間及びその周辺の区間においては、供用後1ヶ月程度経過期間をおき、交通の状況が安定した頃に観測を実施するよう計画すること。

調査日・調査箇所等の詳細については別途調査職員と協議を行うこと。

調査箇所数及び観測時間は以下のとおりとする(調査箇所については別紙2、3参照)。ただし、道路状況調査や国土交通省および熊本県等関係機関からの追加情報提供や協議等により調査内容に変更が生じた場合は、協議により設計変更の対象とする。

- 平日12時間観測(午前7時～午後7時) 84断面(別紙2参照)
- 平日2時間観測(補正観測)(任意の時間とし、別途調査職員と協議を行う) 20断面  
(別紙3参照)

### (4) 資料整理

現地調査結果に基づき、実施要綱に従い、「交通量調査原票」および「交通量データ整理表」のとりまとめを行う。

## 第17条 旅行速度調査

### (1) 調査計画書の作成

旅行速度調査は、本業務の調査対象路線のうちETC2.0プローブデータを取得できない区間を対象とする。

観測区間について現地状況を確認し、交通状況や沿道状況を勘案し、観測を安全かつ正確に実施できるように人員配置計画、調査スケジュール等実施計画を作成し、調査職員へ提出すること。

### (2) 事前調査

調査単位区間の起終点や、走行調査の折り返し端点、道路状況の確認を行う。

### (3) 現地調査

プローブ調査車載器を搭載した車両を走行させ旅行速度を計測する。同乗の調査員は交差点の通過時刻や落下物、信号、右折車両などにより走行速度が低下した場合の時刻、原因、箇所等の記録を実施し、調査結果との照合を行う。調査時期は9月～11月の間で任意の平日とし、昼間12時間のうち混雑時、非混雑時で任意の時間帯で上下線それぞれ計測する。

月曜日、金曜日および祝祭日前後の日、その他通常と異なる交通状況が予想される日を除く。

国土交通省からの事前提供情報により、調査対象区間数は以下の通りとするが、国土交通省および熊本県からの追加情報提供や協議により数量に変更が生じた場合は、協議により設計変更の対象とする。

調査区間数及び観測時間は以下のとおりとする。また、調査日等の詳細については別途調査職員と協議を行うこと。

- 混雑時（7～9時、17～19時）17区間、非混雑時（7～19時）17区間（別紙4参照）

### (4) 資料整理

現地調査結果に基づき、実施要綱に従い、「旅行速度計測原票」および「旅行速度データ整理表」のとりまとめを行う。

## 第18条 報告書作成

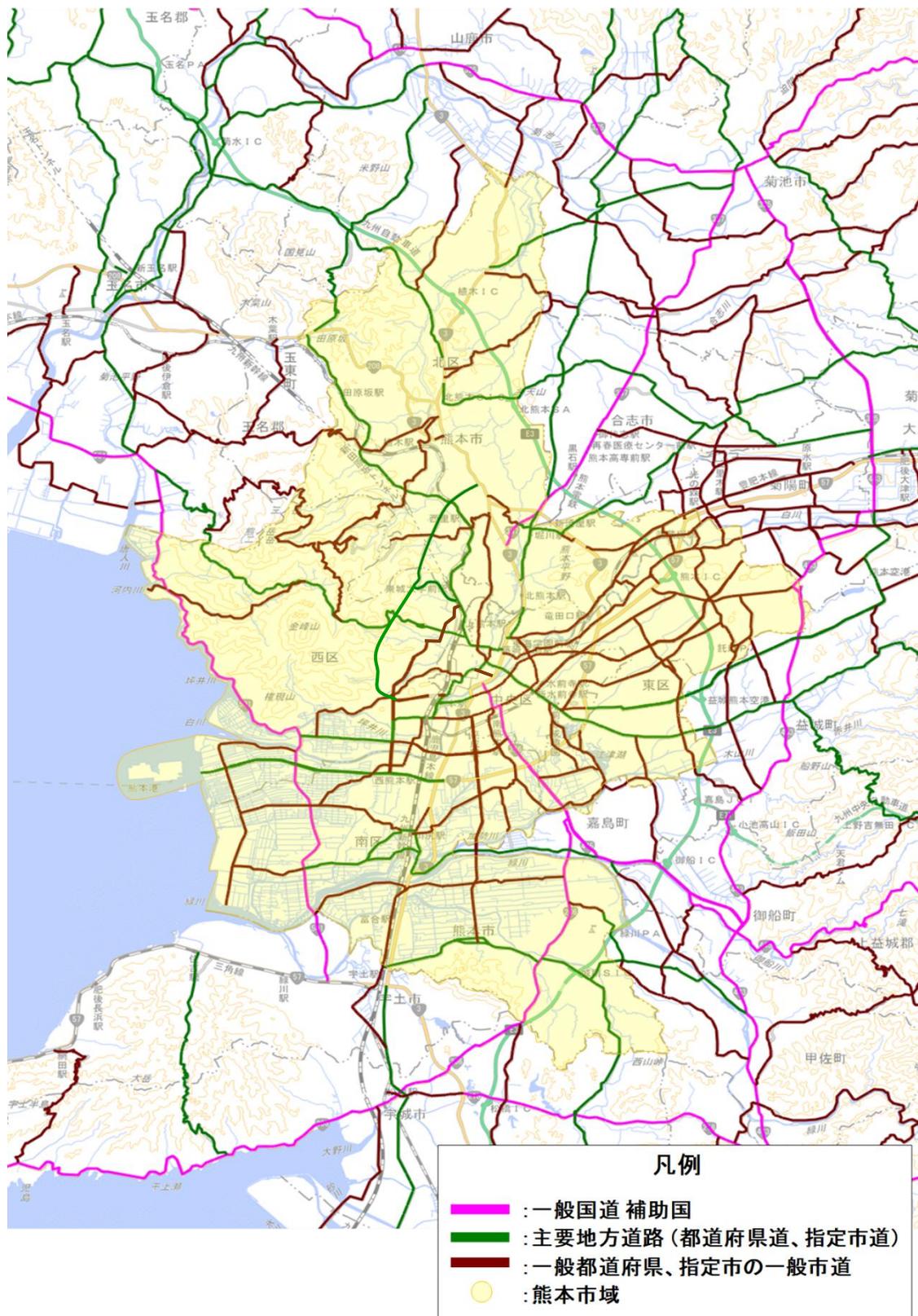
本業務において得られた観察結果等のデータや考察について、とりまとめを行い、報告書を作成する。

## 第19条 その他

- (1) 受託者は、委託者と綿密に連絡を取りながら、業務を実施しなければならない。
- (2) 成果品の所有権及びすべての著作権は、委託者に帰属するものとする。
- (3) 受託者は本仕様書に定めのない事項、本仕様書の内容等について生じた疑義については、その都度、委託者と協議の上、その指示に従い業務を進めるものとする。その際、業務上必要と認められる場合には、契約変更の対象とする。

【別紙1】

○道路状況調査（対象区間図）

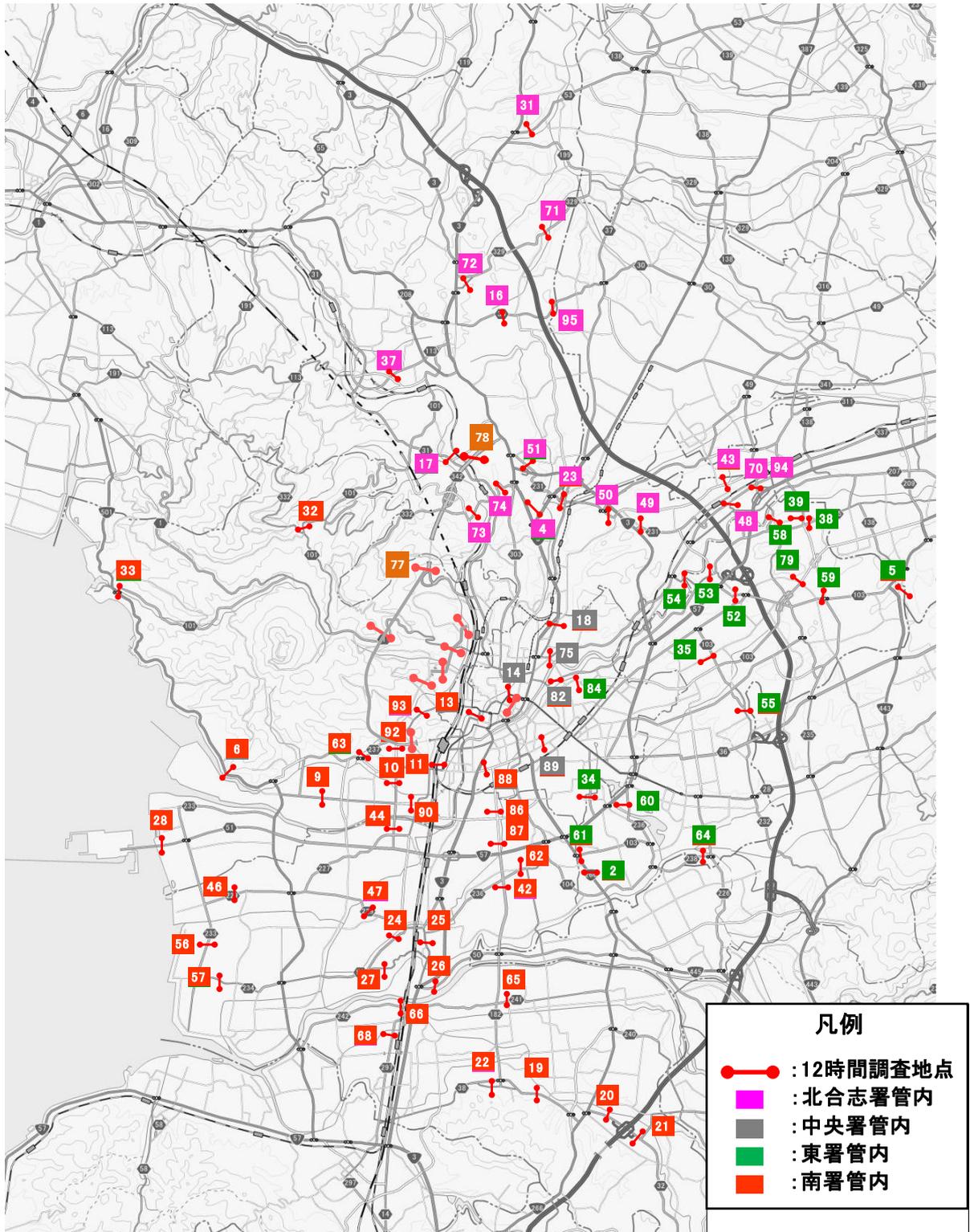


調査単位区間数 : 156区間

調査単位区間延長 : 396 km

【別紙2】

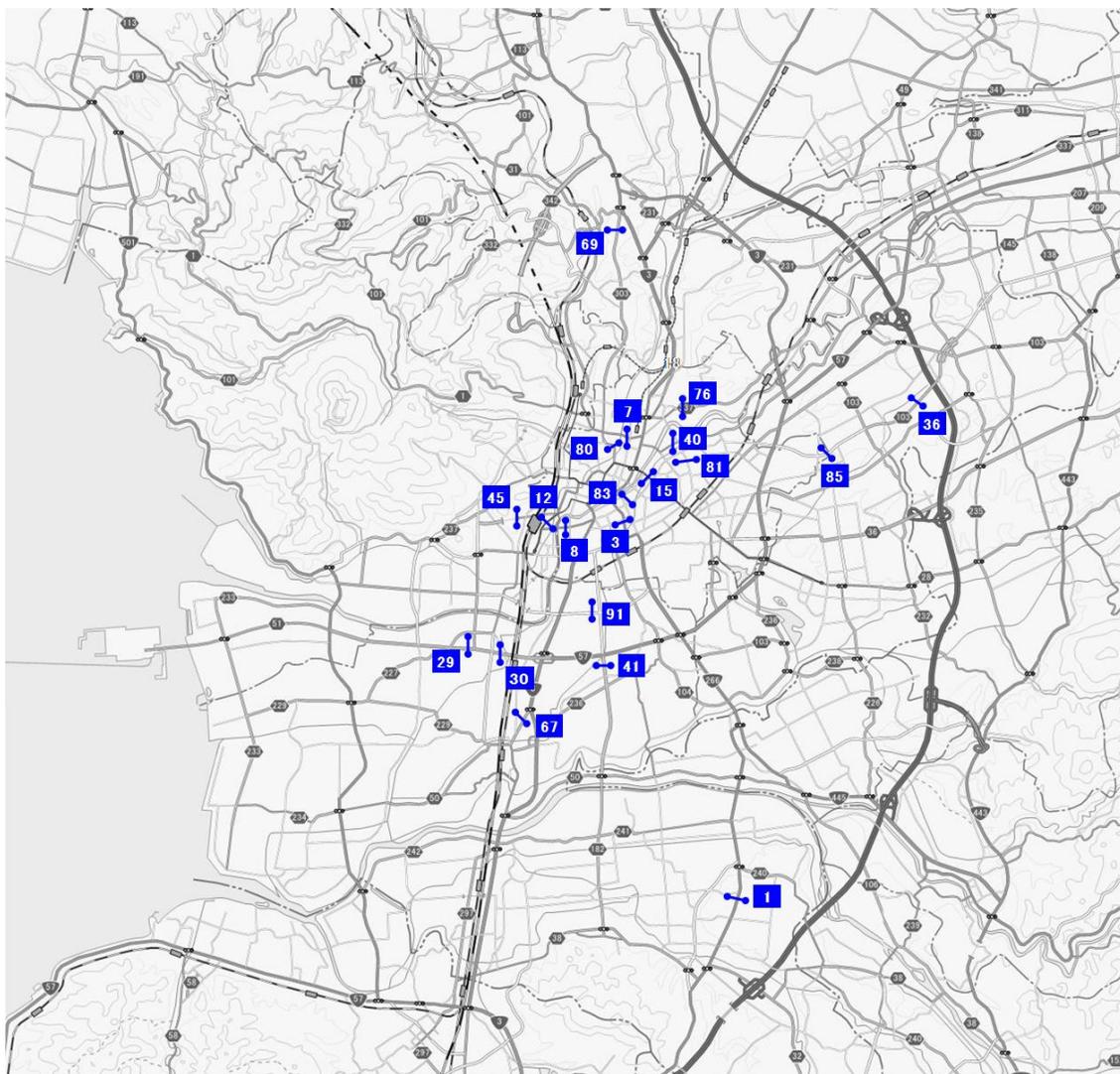
○交通量調査 (12時間調査対象位置図)



調査数：84断面

【別紙3】

○交通量調査（2時間調査(補正観測)対象位置図）



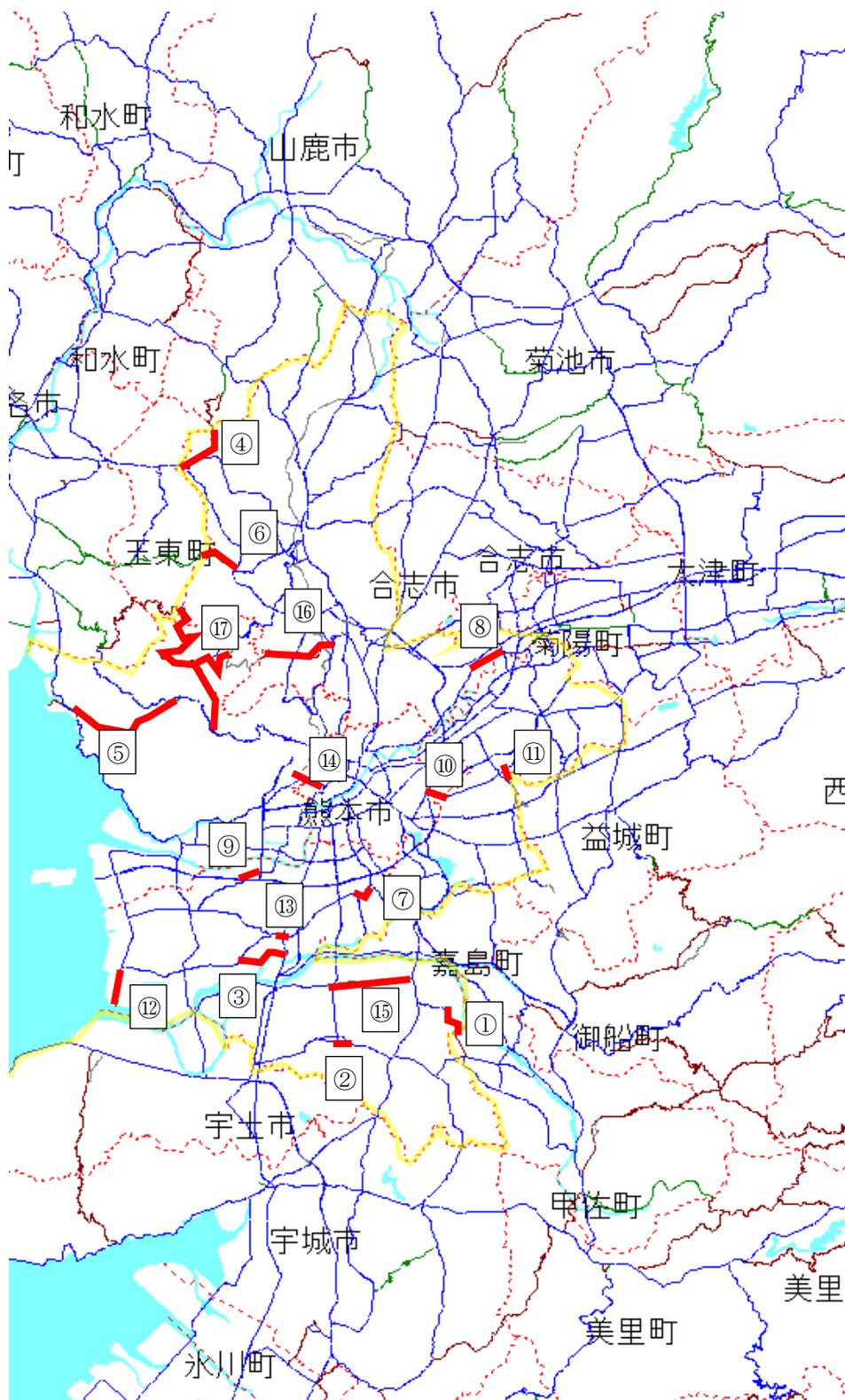
**凡例**

● — ● : 2時間調査(補正観測)地点

調査数：20断面

【別紙4】

○旅行速度調査（ETC 2.0プローブデータのない区間）



調査対象路線	
①	小川嘉島線
②	宇土甲佐線（旧道）
③	熊本嘉島線（旧道）
④	山鹿植木線
⑤	植木河内港線
⑥	玉名植木線
⑦	田迎木原線
⑧	瀬田竜田線
⑨	並建熊本線
⑩	戸島熊本線
⑪	小池竜田線
⑫	海路口小島線
⑬	神水川尻線
⑭	小島新町線
⑮	千町廻江線
⑯	小天下硯川線
⑰	小天下硯川線（新道）